

注文した覚えのない健康食品が送られてきた！

事例

数日前、知らない事業者から「健康食品の無料サンプルを送ります」と電話がきた。無料のため了承したところ、すぐにサンプルが届いた。数日後、同じ事業者から電話があり、「商品は届きましたか、どうですか」と感想を聞かれたが注文はしなかった。数日後、商品2袋と振替用紙が入った箱が届いた。注文した覚えはないため断ろうと事業者に何度も電話をするがつかない。どうしたらよいか。
(市内80代女性)



アドバイス

- 突然の勧誘電話には注意をしましょう。古い電話帳や名簿を見て勧誘していると思われる。「無料」であっても不用であればきっぱり断りましょう。
- 事業者は、無料サンプルを送付後「商品が届きましたか」と再度電話を掛けて勧誘してきます。消費者があいまいな返事をする、商品を送ってくる場合があります。「いいいりません」とはっきりと意思を伝えましょう。
- 頼んだ覚えのない商品が届いた、断ったのに送られてきた場合は、配達業者に事情を伝え、事業者名や連絡先をメモに取ってから受取拒否をしましょう。
- 商品を受取ってしまったとしても、申込みをしていなければ代金を支払う必要はありません。すぐに事業者へ連絡しましょう。
- 商品を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ（契約解除）ができます。
- 困ったときは、消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日